葉県告示第六百二十六号) 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための指針( 平成十四年七月三十一日千

自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための指針を次のとおり定める。 千葉県環境保全条例(平成七年千葉県条例第三号)第五十五条第一項の規定に基づき、 この告示は、 平成十五年四月一日から施行する。

|車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るため の指針

## 三三三

標及び目標達成に向け計画的に取り組むべき内容等について定めるものである。 第五十五条第一項の規定により、 この指針は、千葉県環境保全条例(平成七年千葉県条例第三号。 二酸化炭素等による環境への負荷の低減を図るための事業者及び県民の取組目 自動車の使用に伴う窒素酸化物、 以下「条例」という。 粒子状物質、騒音及

## 一 主体別の取組目標の設定

## 1 特定事業者

境 動 者自らの取組目標を設定し計画的かつ効果的に実施する。 針に定める内容について、同項の規定により自動車環境管理計画書を作成 制適合車」という。)の導入、 への負荷 車から排出される窒素酸化物、 条例第五十五条の二第一項に規定する特定事業者は、 の低減を目的として、 低公害車の導入、 粒子状物質、 最新の自動車排出ガス規制基準適合車(以下「最新 騒音及び振動、 自動車の使用の抑制その他のこの 自らの事業活動に使用する自 二酸化炭素等による環

- | 自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質の削減計画
- 定め、実施するものとする。 特定事業者は、 次に掲げるところにより事業活動に使用する自動車の 導入計画 を
- び粒子状物質の実態を把握する。 特定事業者は、 自らの事業活動に使用する自動車から排出される窒素酸化 物及
- (2)動車から排出する窒素酸化物及び粒子状物質の削減を図る。 特定事業者は、それぞれの業種及び業態に応じ、 自らの事業活動に使用する自
- 二 自動車の導入計画

は低公害車を、低公害車の導入も困難な場合には低燃費車を導入することにより、 先することとし、低公害車であり、 次に掲げるところにより、 より環境 特定事業者は、自らの事業活動に使用する自動車の導入計画の作成に当たっては、 への負荷の少ない自動車への代替を進めるものとする。 低公害車であり、 かつ、低燃費車であるものの導入が困難な場合 かつ、低燃費車であるものの導入を優

( 低公害車の導入

特定事業者は、 次に掲げるところにより低公害車の導入計画を定め、 実施する

ものとする。

- 自らの業種及び業態に応じ、 低公害車を導入する。
- П る る割合以上となるよう、 七年千葉県規則第七十八号。以下「規則」という。)第二十九条第二項に規定す 事業者にあっては、低公害車の導入割合を千葉県環境保全条例施行規則(平成 条例第五十六条の二第一項の規定により、 自動車の新規購入、更新等を積極的かつ計画的に進め 一定規模の自動車を使用する特定
- 積極的かつ計画的に低公害車の導入に努める。 低公害車 口以 Ó の特定事業者にあっては、 導入割合を規則第二十九条第二項に規定する割合の 条例第五十六条の二第一項 水 の規定に準じて 準とする等、
- (2) 低燃費車の導入

更新等にお 化炭素の排出量の削減を図るため、自らの事業活動に使用する自動車の新規購入、 特定事業者は、 いて低燃費車の積極的かつ計画的な導入に努めるものとする。 それぞれ の業種及び業態に応じ、 地球温暖化の原因である二酸

- (3)が困難な車種においては、 低公害車及び低燃費車の導入が困難な場合の対応 特定事業者は、 それぞれの業種及び業態に応じ、 最新規制適合車や粒子状物質減少装置の装着等の措置 低公害車及び低燃費車の導入
- $(\Xi)$ 自動車使用の抑制

を計画的に実施するものとする。

を抑制するための計画を定め、実施するものとする。 量及び燃料の使用量の削減に努めるため、 から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の削減を図り、特定事業者は、それぞれの業種及び業態に応じ、自らの東 次に掲げるところにより、 自らの事業活動に使用 計画的に自動車の走行 自動車の する自動 使用

- (1) ಠ್ಠ 複数 の事業者による共同の輸送・配送を行うことにより、 積載効率の向上を図
- 自動車以外の合理的な輸送手段を選択する。
- (3)(2)車の効率的な走行ルートを選択する。 事業所と輸送中の自動車間及び輸送中の自動車相互間の情報交換に より、 自動
- 2 特定事業者以外の自動車の使用者

二酸化炭素等の環境への負荷の低減を目的として、最新規制適合車の導入、 の活動に伴い使用する自動車から排出される窒素酸化物、 特定事業者以外の自動車を使用する事業者及び県民は、 自ら自主的な取組目標を定め実施するものとする。 自動車の使用の抑制その他のこの指針に定める特定事業者に係る内容に準じ 粒子状物質、 その事業、 日常生活そ 騒音及び振動、 低公害車 の

Ξ 条例 で規定する事項の遵守及び自主的に取り組む事項

自動車を使用する事業者は、 条例で規定する事項を遵守するために、 次に掲げるとこ

ながる自主的な取組を進める場合も、 するものとする。 ろにより、自動車の使用に伴う環境への負荷の低減のために取り組む対策を定め、 自動車を使用する者が、自動車の 同様とする。 使用に伴う環境への負荷の低減につ

1 車両の維持管理

持を図り、 の定期的な交換、 エアクリーナー 排出ガスの量、 適正なタイヤ空気圧の維持等を適正に行うことで、 の清掃又は交換、 燃料使用量並びに騒音及び振動の抑制を図る。 燃料噴射ノズルの点検又は整備、 自動車の性能 エンジン オ 1

- 2 適正な運転の実施
- た適正な運転に努める。 底し、燃料消費量の少ない経済速度走行の励行、 自動車の運転に際しては、 空ぶかしや急発進及び急加速運転をし 不要な積荷の抑制等環境に配 な ١J こと等・ 慮し
- (=)な運転の実施の徹底を図る。 事業者は、 適正な運転のため のマニュ アルの作成、 従業員の教育等を行 ١J 適正
- 3 アイドリング・ストップの義務
- 自動車を使用する者は、 環 境  $\wedge$ の負荷の 低減 のため不要なア イド ij ングを行 わ な
- $(\underline{-})$ プの徹底を図る。 事業者は、 運転者に対する計画的な 研修の実施等により、 アイドリング・ スト ツ
- (Ξ びかける表示を掲げること等により、アイドリング・ストップ 駐車場の設置者及び管理者は、 駐車場の利用者へのアイドリング・ストッ の周知を図る。 プ
- 4 建設機械及び農業機械等の特殊自動車の適正使用

する事項に準じた取組を自主的に実施する。 適正な燃料の使用、適正な整備、適正な運転、 の農業機械の使用者は、これらの機械の使用に伴う環境へ ブルドーザー 等の建設機械、フォー クリフト等の産業機械及び農耕用トラクター アイドリング・ストップ等条例で規定 の負荷の低減を図るため、

- 5 その他の自主的取組の実施
- 関の利用に努める。 自家用車を使用する者は、 自家用車から公共交通機関の利用の転換が可能な場合にあっ 自動車排出ガスの量の抑制や交通の円滑化等を図るた ては、 公共交通機
- 組を記載したマニュアルの作成等により、 るとともに、 事業者は、 従業員に対して通勤時における事業用自動 環境への負荷を低減するため条例に規定する事項に対する具体的 取組内容を周知し、 車の使用の自粛を働 徹底する き か it
- Ιţ ディ 次に掲げる手法等により千葉県ディーゼル自動車 (乗用車を除く。以下 以下同じ。 ゼル自動車から排出される粒子状物質の同じ。)を使用又は運転する事業者及び

応

葉県ディ

ゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の

抑制

に関

する

条

^

の

妏

に基づく粒子状物質に係る規制への対応を計画的に実施するものとする。 の抑制に関する条例(平成十四年千葉県条例第二号。 以下「ディーゼル条例」 という。

## 1 運行規制への対応

ಠ್ಠ るところにより、ディーゼル車規制への対応策に係る計画を定め、 一日から施行されることに伴い、低公害車への更新を積極的に進めるため、 ディーゼル条例第四条に規定する粒子状物質排出基準の遵守義務が平成十五年十月 実施するものとす 次に掲げ

- **క్త** をいう。 ディーゼル車の使用年数、低公害車の供給状況を踏まえ、CNG ( 圧縮天然ガス 以下同じ。 )、ガソリン等を燃料とする低公害車への更新を積極的に進め
- $(\underline{-})$ 供給するスタンドが事業所の近くにない場合等の理由により、低公害車への更新が 困難である場合は、最新規制適合車であるディーゼル車等に更新する。 使用するディーゼル車に対応する低公害車が供給されていない場合又はCNGを
- $(\Xi)$ が指定する粒子状物質減少装置を装着する。 やむを得ず最新規制適合車でないディー ゼル車を引き続き使用する場合は、 知事
- (四) より、ディーゼル条例の遵守の状況の確認を行う。 ゼル車規制への対応策の内容及び実施状況について定期的報告を受けること等に 荷主等の立場にある事業者は、 貨物及び旅客の輸送等の委託を受ける者からディ
- から取得する等により、 粒子状物質を増大させる燃料を使用しないため、 適正な燃料であることを確認する。 使用燃料の成分表を燃料の供給先

2

燃料規制への対応